

## 令和2年度 まどか保育園事業計画書

- ・ 昭和39年4月 まどか保育園開設。
- ・ 昭和40年3月13日 社会福祉法人まどか保育園設立認可。
- ・ 昭和40年4月1日 事業開始、定員60名。
- ・ 昭和42年8月1日 定員90名に増員、昭和58年園舎改築、現在に至る。

### (1) 理念、保育基本方針

理念 生かされていることに気づき 支えあう  
一人ひとり 健やかに歩む

興味創造を大きく広く展開できるあそび力を高める

方針 養護 十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で、  
子どものさまざまな欲求を適切に満たし、生命の保持および情緒の安定を  
はかる。

教育 仏のこども（思いやりと感謝、才能と体力）

### (2) 保育時間

別紙「まどか保育園運営規程 第6条」のとおりとする。

### (3) 行事予定

別紙「2019年度 行事予定表」のとおりとする。

### (4) 保健・給食・安全・その他

#### 1. 保健について

登園時、保護者から子どもの状態について報告を受けるようにし、保育中において、子どもの健康状態を常に観察するとともに、異常が発見された場合には、保健衛生マニュアルや専門リーダーの助言に基づき対応、必要な場合は保護者に連絡する、医師に相談するなど臨機に適切な処置を講じる。

定期的に身体測定を行うとともに、嘱託医による内科および歯科の健康診断、尿検査を実施し、健康や発達状態の把握につとめる。

## 2. 給食について

食事は、健康・発育・発達に欠くことのできない極めて重要なものであり、給食の実施にあたっては、乳幼児の必要な栄養量の確保、旬の食材や食文化の面にも配慮し、嗜好を生かした調理を行う。

子どもの食習慣の基礎(食に対する知識や正しい食べ方)を築くことや、食物栽培、調理などをおして、食への関心を深め広める。

## 3. 事故防止について

事故防止は、保育の大きな義務であることを認識し、保育中における子どもへの安全配慮、その他事故防止について、常に留意していく。

定期的に、交通ルールの遵守指導<sup>じゅんしゆ</sup>、火災予防の実施など避難訓練、防犯訓練をするとともに、保護者に対しても、子どもの事故防止について認識を深めるための協力を求める。

## 4. 保育環境の整備について

設備および遊具などの整備に留意し、保育の効果的な推進と園内における子どもの生活の安全確保につとめる。

## 5. 地域活動事業の実施について

地域に開かれた社会資源としての保育園を、地域住民のために活用する一環として、今年度も世代間交流事業、地域における異年齢児交流事業、地域の子育て家庭への育児講座を行う。

具体的には、施設訪問、祖父母との季節的行事・伝承遊び会などの交流をおして、世代間のふれあい活動を行う。

また、年間をおして、小学生・中学生・高校生・地域住民を受け入れて、異年齢との交流を行う。

## 6. 職員研修について

職員の資質向上をはかるため、研修会にできるだけ参加するようにつとめるとともに、園内研修も実施していくものとする。

## 保育事業

- ・障害児保育事業
- ・延長保育事業（実施要項別紙）
- ・一時預かり保育事業（実施要項別紙）

令和2年度 行事予定表

社会福祉法人 まどか保育園

月 日 曜	行 事 内 容	附 記
4 1	入園式	新入園児を迎えて全員で入園式
4 下旬	健康診断	嘱託医検診（内科）
4 下旬	ニコニコ遠足	遠足
5 中旬	花まつり	子どもの花まつり会
5 中旬	鼓隊指導はじめ	鼓隊発表の練習をはじめ
5 中旬	尿検査	健康管理
6 初旬	保育参観	園児の様子を公開する 育児講座 給食試食会
6 中旬	歯科検診	嘱託医検診（歯科）
6 下旬	まどかまつり	園庭で親子・地域住民と夏祭りを楽しむ
7 上旬	七夕まつり	笹飾りを作り飾る
7 上旬	プール開き	プール遊び開始
8 13~15	盂蘭盆会	保育希望者は受け入れる
8 中旬	プール納め	プール遊び終了
9 上旬	ばら組のつどい	特別な一日として友達・全職員と過ごす
10 10	うんどう会	親子・祖父母・小学生参加 交流
10 中旬	健康診断	嘱託医検診（内科）
10 中旬	おじいちゃんおばあちゃんありがとう会	祖父母を招待し一緒に遊ぶ 交流
10 下旬	秋の遠足	秋の自然にふれて一緒に遊ぶ
11 上旬	卒園社会見学（ばら）	親子バス旅行
11 中旬	歯科検診	嘱託医検診（歯科）
11 中旬	尿検査	健康管理
11 下旬	職場訪問	お世話になっている職場を訪問
12 上旬	報恩講まいり	ご本堂でお参りをしてお話を聞く
12 12	おゆうぎ会	親子・祖父母・小学生参加 交流
12 下旬	もちつき大会	皆でもちつきを楽しむ
12 下旬	保育納め	保育納め会をする
1 上旬	保育始め	
2 上旬	節分	皆で豆まきをする
2 20	はっぴょう会 マラソン大会	親子・祖父母・小学生参加 交流
3 上旬	ひなまつり会	ひな壇を飾り雛祭り会をする
3 中旬	お別れ遠足	お別れ遠足を楽しむ
3 中旬	お別れ会	ばら組とお別れ会 バイキング料理
3 下旬	お礼参り（ばら）	卒園の喜びを仏様に報告しお礼参りをする
3 19	卒園式（ばら）	ばら組卒園式
3 下旬	修了式（在園児）	修了式を行い進級への喜びを話す

・その他、毎月 御堂礼拝、誕生会、身体測定、交通安全指導、災害訓練、食育指導、定期的にピカピカデー、外国青年交流会、園内研修を実施する。年間をとおして、小学生、中学生、高校生、老人会、地域住民との交流事業を行う。保護者への育児講座を行う。

## まどか保育園運営規程

(特定教育・保育の提供を行う日ならびに行わない日)

第5条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日および翌年1月1日から1月3日を除く。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第6条 当園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土曜日 午前7時00分から午後7時00分までとする。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（最大11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土曜日 午前7時00分から午後6時00分までとする。

なお、午後6時00分から午後7時00分までの範囲内で、延長保育を行う。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（最大8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土曜日 午前9時00分から午後5時00分までとする。

なお、午前7時00分から午前9時00分まで、午後5時00分から午後7時00分の範囲内で、延長保育を行う。

## 【まどか保育園 延長保育実施要綱】

### （目的）

第1条 この要綱は、まどか保育園（以下「本園」という）の延長保育の実施ならびに費用（以下「延長保育料」という）の徴収に関し必要な事項を定め、保育事務の適正、かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### （事業内容）

第2条 延長保育の実施は、本園の休園日を除き、以下の範囲内で、児童を監護する者（以下「保護者」という）が必要とする時間において行う。

7時00分から 9時00分まで(短時間認定者のみ)

17時00分から18時00分まで(短時間認定者のみ)

18時00分から19時00分まで(全園児対象)

### （対象）

第3条 延長保育の対象は、就労等のやむを得ない事情により保護者が通常開所時間外の保育を必要とする、本園の在園児とする。

### （延長保育料の額）

第4条 1日あたりの延長保育料は以下の通りとする。

7時00分から 9時00分まで、17時00分から18時00分まで

延長保育開始～30分ごとに 1人100円

18時00分から19時00分まで

延長保育開始～15分未満 1人 30円

～30分未満 1人 50円

～60分まで 1人100円

2 公共の交通機関遅れを除き、個別事情には応じない。

### （延長保育料の請求・徴収）

第5条 保護者は延長保育利用終了時刻に「延長保育利用記録簿」を記入しなければならない。

2 本園は延長保育の利用実績を確認し、保護者に対して前条に定める延長保育料を請求する。

3 保護者は本園から請求のあった延長保育料について、現金で支払わなければならない。

4 前項の支払いに対し、本園は領収書を発行する。

### （収納した金銭の保管）

第6条 毎月日々受領した延長保育料は、これを直ちに支出に充てることなく、施設出納員が管理保管し、翌月できるだけ速やかに金融機関に預け入れなければならない。

### （雑則）

第7条 この要綱に定めるほか、その他必要な事項は園長が定める。

附則 この要綱は、2019年 4月 1日から適用する。

## 【まどか保育園 一時預かり保育事業実施要綱】

### （目的）

第1条 この要綱は、まどか保育園（以下「本園」という）の一時預かり保育事業（以下「一時預かり保育」という）の実施ならびに費用（以下「保育料」という）の徴収に関し必要な事項を定め、保育事務の適正、かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### （事業内容）

第2条 一時預かり保育の実施は、本園の休園日を除き、7時00分から18時00分までの間で、児童を監護する者（以下「保護者」という）が必要とする期間および時間において行う。

### （対象）

第3条 一時預かり保育の対象は、本園の在園児以外で、就労等のやむを得ない事情により保護者が保育を必要とする、就学前までの乳幼児とする。

### （保育料の額）

第4条 1日1人あたり、保育利用時間が5時間未満の場合の保育料は750円、5時間以上の場合の保育料は1,500円とする。5時間未満で給食の提供があった場合は、1人あたり200円の追加負担とする。

### （保育料の請求・徴収）

第5条 本園は一時預かり保育の利用実績を確認し、保護者に対して前条に定める保育料を請求する。

2 保護者は本園から請求のあった保育料について、現金で支払わなければならない。

3 前項の支払いに対し、本園は保育料徴収袋に領収の押印をする。利用者から求めのあった場合は領収書を発行する。

### （収納した保育料の取扱い）

第6条 受領した保育料は、これを直ちに支出に充てることなく、できるだけ速やかに金融機関に預け入れなければならない。

### （雑則）

第7条 この要綱に定めるほか、その他必要な事項は園長が定める。

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。